

津山市監査委員告示第6号  
平成30年2月23日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度の定期監査(第1次)を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

なお、本件監査に当たっては、前監査委員久常勝實は平成29年8月31日まで関与し、現監査委員仁木実は同年9月1日から関与した。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

平成 29 年度

定期監査結果報告書  
(第1次)

津山市監査委員

## 第1 監査の期日及び対象

平成29年4月3日から平成30年2月14日までの期間に次のとおり実施した。

実施日	監査の対象		
5月31日	聴取	環境福祉部	生活福祉課、障害福祉課、高齢介護課、臨時福祉給付金対策室
6月2日	現地調査		津山市柳会館、久米高齢者生活福祉センター「やすらぎの丘」、津山市加茂中原会館、かけはし作業所
10月2日	聴取	都市建設部	管理課、土木課、都市計画課、歴史まちづくり推進室、公園緑地課、建築住宅課、下水道課
10月4日	現地調査		津山駅前周辺整備(旧津山広域バスセンター(西)、津山駅北口広場、南町にぎわいゾーン)、城下町歴史館(ガイダンス棟、だんじり展示館、防火水槽)、東部運動公園トイレ
10月27日	聴取 現地調査	地域振興部	勝北支所(市民生活課、産業建設課) 現地調査:勝北支所庁舎利用状況
			久米支所(市民生活課、産業建設課) 現地調査:久米支所庁舎利用状況、久米堆肥処理施設
10月30日	聴取 現地調査		加茂支所(市民生活課、産業建設課) 現地調査:加茂支所新庁舎建設予定地
			阿波出張所(地域振興課) 現地調査:阿波出張所庁舎利用状況、阿波農産物加工施設
11月1日	聴取		協働推進室

## 第2 監査の範囲及び方法

平成28年度及び平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、予算、収入、支出、契約、財産の管理事務及び事業実施の効果などについて監査した。

監査にあたっては、監査資料、関係諸帳簿等の提出を求め、書類の照合確認、現地調査のほか、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

## 第3 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じるよう要望する。

監査対象課の機構及び職員の配置状況は次表のとおりである。今後とも行財政改革を推進し、効率的な行政事務の執行に努めるよう望むものである。

軽易な事項については、監査時に改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

## 職員の配置状況

○環境福祉部（平成29年度対象課分）

（平成29年4月1日現在）

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
環境福祉部	1	1	2									4
企画調整官				1								1
生活福祉課				1	3	3(3)	12			11		30(3)
障害福祉課				1(1)	1	4	3	1		4		14(1)
高齢介護課				1(1)	4	4	9	3		12	1	34(1)
臨時福祉給付金対策室				(1)		1(5)	1(10)				5	7(16)
計	1	1	2	4(3)	8	12(8)	25(10)	4		27	6	90(21)

○都市建設部

（平成29年8月1日現在）

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
都市建設部	1		4									5
企画調整官				1								1
管理課				3	4	2(3)	8	1		1	1	20(3)
土木課				(1)	2	2(2)	1	11				16(3)
都市計画課				1(1)	2	2(4)	1	4				10(5)
歴史まちづくり推進室				(1)	1		1	3				5(1)
公園緑地課				1	1			2(1)		7		11(1)
建築住宅課				1(1)	2	2(2)	2	8(1)		2		17(4)
下水道課				2(1)	2(2)	6(5)	7(5)	9		2	1	29(13)
計	1		4	9(5)	14(2)	14(16)	20(5)	38(2)		12	2	114(30)

○地域振興部

（平成29年9月1日現在）

	部長	参与	次長	課長級	課長補佐級	係長級	事務	技術	技能労務	非常勤	臨時	計
地域振興部	1		1									2
企画調整官				(1)								(1)
協働推進室				(1)	1		4			5		10(1)
加茂支所			1									1
市民生活課				1	1	1	9			5		17
産業建設課				1	2	3	4	1			1	12
勝北支所			1									1
市民生活課				3		3	11			4		21
産業建設課				1	2	3	3	3				12
久米支所			1									1
市民生活課				2	1	2	7			4	2	18
産業建設課				1	2	5(2)	3	3(1)				14(3)
阿波出張所			1									1
地域振興課				(1)	1	2(1)	1	(1)		2		6(3)
計	1		5	9(3)	10	19(3)	42	7(2)		20	3	116(8)

## 1 各課の監査結果

### ○環境福祉部

#### 生活福祉課

(指摘事項)

- (1) 保護費返還金の現金収納があったが、収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条では、出納員及び分任出納員が現金を収納したときは、収納金現金出納簿により、これを整理しなければならないとなっている。また、領収書の日付の記載がないものがあった。会計規則に基づいて、適正な事務処理をされたい。
- (2) 所管する5つの会館のコピー代について、分任出納員の命を受けていない非常勤嘱託職員が現金の収納を行っていた。地方公共団体の現金の出納に関する事務は、会計管理者の権限に属し(地方自治法第170条)、補助職員(地方自治法第171条第1項、津山市会計規則第14条)としての身分を持たないものが現金の収納を行うことはできない。会計規則に基づいて、適正な事務処理をされたい。
- (3) 生活保護費返還金、災害復旧資金貸付金元利収入、災害援護資金貸付金元利収入について、過年度分と現年度分の未収金が6月に同時に調定されていた。津山市会計規則第38条に基づいて、過年度分については、会計年度の末日において、翌年度に繰越し、新年度直ちに調定をされたい。
- (4) 文書管理について、津山市の簿冊の中に、外郭団体が管理すべき文書が混在していた。また、文書登録がされていないもの、收受した文書の受付印、起案文書の決裁日、文書主任印がないもの、綴られている簿冊の番号と各文書に表示されている簿冊番号が異なるものが散見された。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 平成28年度決算において、生活保護費返還金の収入未済額は5,699万3千円となっている。平成29年度に新設された債権管理室とも連携を図り債権管理を徹底し、今後とも、未収金の解消に積極的に取り組まされたい。
- (2) 災害発生時に自ら避難することが著しく困難な高齢者などの避難行動要支援者について、該当者の把握を確実にし、登録者数を増やすよう積極的に取り組むとともに、民生委員などの避難支援者との連携強化を図り、実効性のある支援となるよう取り組まされたい。また、避難支援者への情報提供については、個人情報の取扱いに細心の注意を払い秘密保持と漏洩防止を徹底されたい。

## 障害福祉課

### (指摘事項)

- (1) 地方自治法施行令第150条第1項第3号では、歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することと定められているが、障害者福祉費と児童福祉総務費の役務費で購入した郵便切手を、同じ郵便切手受払簿で管理していた。また、障害者福祉費の成年後見制度事業で購入した切手については、郵便切手受払簿がなかった。それぞれの目別に管理をし、適切な事務執行をされたい。
- (2) 文書管理について、文書に記載されている簿冊と異なる簿冊に綴られている文書が散見された。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。
- (3) 要約筆記者派遣事業について、委託先に申請受付等の全ての事務を一任しており、担当課として申請から決定までの状況を把握していなかった。津山市要約筆記者派遣事業実施要綱に基づき、適正な事業実施を行われたい。

### (要望事項)

- (1) 事業のため貸与している車両の一部に、利用状況の把握ができていないものがあつた。運転日誌等の実績の報告を求めるなど適正かつ効率的な利用及び管理を徹底されたい。

## 高齢介護課

### (指摘事項)

- (1) コピー代の現金取扱いについては、指定金融機関への払込みまでの期間に約14日を要していた。津山市会計規則第24条に基づき、原則として収納の日又はその翌日には払込みをするように、事務処理を徹底されたい。

### (要望事項)

- (1) 平成28年度決算において、特別老人福祉施設負担金の収入未済額は453万1千円、高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済額は1,377万7千円となっている。平成29年度に新設された債権管理室とも連携を図り債権管理を徹底し、今後とも、未収金の解消に積極的に取り組まれたい。
- (2) 平成28年度決算において、介護保険料の収入未済額は3,375万4千円、不納欠損額は716万8千円となっている。今後とも、未収金の解消に積極的に取り組むとともに、不納欠損処理については、負担の公平性の原則からも慎重かつ適切に、対処するよう努められたい。
- (3) 介護保険制度の改正に伴い、要支援1、要支援2の認定者が利用している訪問介護と通所介護については、平成29年4月から市町村が実施する新総合事業へ移行した。この新制度について、分かりやすいPRに努め、制度の周知徹底を図られたい。

## 臨時福祉給付金対策室

(指摘事項)

- (1) 臨時福祉給付金支給要件非該当による返納金の現金収納があったが、現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条によると、出納員及び分任出納員が現金を収納した時は、収納金現金出納簿により、これを整理しなければならないとなっている。会計規則に基づいて、適正な事務処理をされたい。

## ○都市建設部

### 管理課

(指摘事項)

- (1) 定期監査において事前に提出された道路使用料、法定外公共物使用料の徴収簿が、鉛筆で記入されていた。また、金額の訂正に訂正印がないものが見受けられた。公文書の記載等について適正な事務処理をされたい。

### 土木課

(指摘事項)

- (1) 印紙税法第8条第2項では、「課税文書に印紙をはり付ける場合には、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。」となっているが、消印がなされていない契約書が多数見受けられた。また、単に「印」と表示したり斜線を引いたものも印章や署名には当たらず、消印したことにはならないので、適正な事務処理をされたい。
- (2) 文書管理について、簿冊の表紙のないもの、簿冊番号が違うものが同じ簿冊に混在しているもの、実績報告書等を受領した際に受付印を押印していないものが多数見受けられた。文書管理規程に基づいて適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 工事について、契約後の事情変更等により変更契約が発生している事案が、散見される。工事に関しては、不確定な条件を前提に設計をせざるを得ない場合もあるが、当初契約時においては、これまで以上に調査・計画の精度を高めて変更契約の発生が必要最小限となるよう留意されたい。

## 都市計画課

(要望事項)

- (1) 津山駅周辺整備事業により、路線バスや出入口の統合、交通観光案内所やにぎわい交流館の整備などが行われ、津山駅北口広場が大きく様変わりしている。わ

かりやすい案内板を表示するなど、より安全で利便性の高い施設となるよう工夫検討を行い利用促進に努められたい。

## 歴史まちづくり推進室

(要望事項)

- (1) 平成29年4月に開館した「津山城下町歴史館」は、防犯カメラを設置しているものの、平素は、無人の施設であり、施設の安全管理や利用者サービスに課題を抱えている。管理人を配置するなど課題解決に向けて具体的に検討するとともに、本市の魅力ある歴史文化施設・観光施設として親しまれるように積極的にPRを行われたい。

## 公園緑地課

(指摘事項)

- (1) リージョンセンターにおいて現金分任出納員となっていない非常勤嘱託職員が、使用料を収受していた。津山市会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。

(要望事項)

- (1) 山下児童公園、衆楽公園清掃整備作業（監視業務）委託については、「委託金額が廉価で、当業務の作業の経験や知識を有して、円滑に業務を遂行できる。」として1者随意契約を行っている。この理由だけで委託先を限定することは、客観的妥当性に欠けているので、競争性のある契約方法を検討されたい。

## 建築住宅課

(指摘事項)

- (1) 住宅新築資金等貸付金の収納において、収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条に基づき、適正な事務処理に改められたい。

(要望事項)

- (1) 平成28年度決算において、住宅使用料の収入未済額は2億2,177万3千円、住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額は17億5,719万5千円となっている。平成29年度に新設された債権管理室とも連携を図り債権管理を徹底し、今後とも、未収金の解消に積極的に取り組まれたい。

## 下水道課

(指摘事項)

- (1) 下水道事業受益者負担金の収納において、収納金現金出納簿が整備されていなかった。津山市会計規則第23条に基づき、適正な事務処理に改められたい。



(要望事項)

- (1) 工事について、契約後の事情変更等により変更契約が発生している事案が、散見される。工事に関しては、不確定な条件を前提に設計をせざるを得ない場合もあるが、当初契約時においては、これまで以上に調査・計画の精度を高めて変更契約の発生が必要最小限となるよう留意されたい。
- (2) 津山市における下水道普及率は37%(平成28年度末)であり、全国平均普及率77.8%(平成27年度末)、岡山県平均普及率65.6%(平成27年度末)と比較して、著しく低水準となっている。水洗化率についても微増しているものの、79.8%(平成28年度末)にとどまっている。水洗化率を引き上げることは下水道事業の経営上重要な課題である。市民の安全で快適な生活を実現し、良好な水環境を創造するためにも、津山市下水道中期ビジョンに基づいて普及率、水洗化率の向上に取り組まされたい。

**○地域振興部  
協働推進室**

(指摘事項)

- (1) 津山市コミュニティセンター使用料について、施設管理業務委託先に収納事務を委託しているが、地方自治法施行令第158条第2項による、収納事務を私人に委託した旨の公表をしていなかったのが改善されたい。

(要望事項)

- (1) 少子高齢化や過疎化が進行する中、地域で暮らす市民が安心して快適に暮らせるよう概ね小学校区や連合町内会支部を単位とした住民自治協議会事業に取り組んでいるが、従来からの連合町内会等の地域コミュニティ組織との違いが分かりにくい。事業推進にあたっては、事業の趣旨や効果について、丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、「地域おこし協力隊」隊員の派遣など地域活動の支援強化に積極的に取り組まされたい。

**加茂支所 市民生活課**

(指摘事項)

- (1) コピー代の領収書に、あらかじめ分任出納員の記名押印がなされていた。領収書は、現金を受領する(分任)出納員が記名押印するよう改められたい。
- (2) 手提げ金庫の中に、「落とし物」とだけ記入された封筒で60円が保管されていた。庁舎内の拾得物については、本庁の拾得物の取り扱いに準じて適正な取り扱いをされたい。

- (3) 委託業務の履行確認報告書の文書收受について、担当者の押印のみの取扱いが多数見受けられた。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。
- (4) 平成28年度決算に係る奨学貸付金元利収入の調定額1,107,163円に、延滞金426,163円が含まれていた。財務事務の処理においては科目、計数を確認し、適正な事務処理を徹底されたい。

### **加茂支所 産業建設課**

(指摘事項)

- (1) 市営住宅使用料の領収書のただし書きが、「〇年〇月分」としか記入されていなかった。内容が分かるように、「市営住宅使用料」の記入をするように改められたい。
- (2) 定住促進団地貸付料分の領収書にあらかじめ分任出納員の押印がなされていた。現金を受領する(分任)出納員が記名押印するよう改められたい。
- (3) 非農地証明手数料について、出納室の合議を得ていない独自様式の領収書を交付していた。津山市会計規則第20条に基づいた領収書に改められたい。
- (4) 加茂堆肥製造施設については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等を処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成8年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。

### **勝北支所 市民生活課**

(指摘事項)

- (1) 勝北陶芸の里工房使用料の領収書について、領収先の住所や内容の記入漏れが見受けられた。また、実費として徴収した作品郵送に係る経費が、収納金現金出納簿へ記入されていなかった。会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。
- (2) 新規採用の非常勤嘱託員(宿日直職員)について、現金の取り扱いがあるにもかかわらず、津山市会計規則第15条による分任出納員の任免を受けていなかった。会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。

### **勝北支所 産業建設課**

(指摘事項)

- (1) 印紙税法第8条第2項では、「課税文書に印紙をはり付ける場合には、当該課税文書と印紙の彩紋とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。」となっているが、消印がなされていない契約書が多数見受けられた。また、単に「印」と表示

したり斜線を引いたものも印章や署名には当たらず消印したことにはならないので、適正な事務処理をされたい。

## **久米支所 市民生活課**

(指摘事項)

- (1) 臨時運行許可手数料等について、例規に定めのない領収書を交付していた。津山市会計規則第20条に基づいた領収書に改められたい。
- (2) 新規採用の非常勤嘱託員(宿日直職員)について、現金の取り扱いがあるにもかかわらず、津山市会計規則第15条による分任出納員の任免を受けていなかった。会計規則に基づいて適正な事務処理をされたい。
- (3) 委託業務履行確認の報告書の文書收受について、担当者の押印のみの文書收受が多く見受けられた。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。
- (4) 大井東地区他3地区の文化祭事業委託料は、委任払いにより、久米支所市民生活課職員(受任者)の口座へ振り込まれている。その後、当該職員(受任者)が、各地区の債権者である文化祭実行委員会委員長へ現金を受け渡す際に、代理人へ渡していた。この場合、委託料は直接債権者へ渡すか、債権者から受領委任を受けた者に支払われたい。また、現金による受領行為が伴う場合は、履行の過程を明確にする書面(受領書や委任状)を残すなど、適正な事務処理に改められたい。

## **久米支所 産業建設課**

(指摘事項)

- (1) 久米堆肥製造施設(ゆうきの丘)については、地域の家畜飼養農家から発生する糞尿等を処理し、堆肥として活用することによって、環境問題の解決や農業振興を図る施設として平成10年に設置されているが、近年の畜産農家の廃業等による稼働率の伸び悩みや、施設の老朽化により安定的運営が課題となっている。当該施設の目的、機能、利用実態等を踏まえ、今後の施設のあり方について、鋭意検討されたい。

## **阿波出張所 地域振興課**

財務事務は概ね適正に処理されており、特に指摘する事項はなかった。